

公職選挙法施行令の一部を改正する政令案等に係る
パブリックコメント期間等について

令和 4 年 1 1 月
総務省自治行政局選挙部管理課

本件「公職選挙法施行令の一部を改正する政令案」（以下「本改正政令」という。）は、「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 8 9 号。令和 4 年 1 1 月 2 8 日公布。）の成立に伴う公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）における関係規定の整備等を行うものである。

また、「公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案」（以下「本改正省令」という。）は、本改正政令の制定に伴う公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）における関係規定の整備等を行うものである。

本改正政令については、同法施行日（令和 4 年 1 2 月 2 8 日）と同日に施行するため、緊急に制定する必要があることから、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、パブリックコメントの期間について、令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）から同年 1 2 月 8 日（木）までの 1 1 日間で実施することとしたものである。

また、本改正省令については、本改正政令の宣誓書に係る改正部分と同様に、令和 5 年 3 月 1 日に施行する必要があるが、自治体や関係機関において様式の改正を踏まえた用紙の調製やシステムの整備を行う必要があり、準備期間を踏まえて早期に制定する必要があることから、パブリックコメントの期間について、本改正政令と同様に、1 1 日間で実施することとする。

なお、上記のとおり本改正省令は準備期間を踏まえて早期に制定する必要があるところ、現時点で案文が確定しておらず今後も案文の変更のおそれがあるため、案文や新旧対照表を提示するのが困難であることから、概要のみにて意見募集を行うこととする。